

議会としての検証結果

評価の見方 A：できている（これまで通り行う） B：できている（ただし、改善が必要） C：できていない（検討を要する） D：できていない（条例改正が必要） E：その他				
条文	評価	取組状況	今後の対策等	
第1条	目的	評価対象としない。		
第2条	議会の活動原則	第4条以降の各条で評価しているので、本条においては評価しない。		
第3条	議員の活動原則	第4条以降の各条で評価しているので、本条においては評価しない。		
第4条	会派	A	すべての議員が会派を結成し、条文通り行われている。	
第5条	説明責任及び市民意見の把握	A	定例会ごとに、議会報告会・意見交換会を開催した。 【開催実績】 7回（延べ14日） 【参加人数】 531人	
第6条	会議の公開及び傍聴の促進	A	・本会議、委員会をすべて公開し、会議日程を事前にホームページやツイッター等で周知している。 ・庁舎内に議会専用の掲示板を設置し、会議の開催ポスターなどを掲示した。 ・会議資料は議員と同じものを傍聴用にも用意している。	
第7条	請願等の取扱い	A	【受理件数】 26年度 請願3件 陳情57件（うち3件が参考配付） 27年度 請願3件 陳情42件（うち9件が参考配付） 【提出者の意見陳述】 26年度 7件 27年度 1件 【紹介議員による説明】 26年度 1件 27年度 0件	
第8条	広報活動の充実	A	・市議会だよりのフルカラー化や庁舎内に議会掲示板を設置した。 ・ツイッターで会議予定と進行状況のほか、日頃の議会活動を発信している。 【ツイッター発信回数】 26年度 262回 27年度 254回 ・H26年11月に議会報編集委員会を広報広聴委員会に名称変更した。	
第9条	市政運営の監視	E	・理念として尊重することを確認した。 ・市長提出人事案件のルール（紹介・挨拶の場）を作った。	予算・決算特別委員会のあり方、議決事項の追加等を検討していく。
第10条	政策等提案の説明要求	B	H26年4月より、市長提出議案に本条に基づく資料を添付させている。ただし、人事、予算、決算、専決処分報告は対象外としている。 【対象外の議案】 26年度 25件 27年度 28件	対象範囲について見直しを行う。
第11条	質疑等の一問一答	B	・代表質問を一問一答にした。 ・本会議、委員会ともに毎定例会で問い返しがあった。	・問い返しの運用の整理を行う。 ・議長、委員長は議事整理を徹底する。
第12条	文書質問	E	詳細なルールを作ったが、運用実績なし。	
第13条	政策提案等	E	政策研究会のルールを作ったが、運用実績なし。	
第14条	議員間討議	A	委員会において議案審査の際に実施（1件）。	
第15条	専門的知見、公聴会制度及び参考人制度の活用	E	活用実績なし。	
第16条	議会事務局機能の強化	A	広報広聴活動を推進するため、2名体制の広報推進係を設置した。	
第17条	議会図書室	B	議会各会派が必要とする図書を購入した。 27年度中 12冊購入 【議会図書室蔵書数】 27年度末時点 435冊	図書の陳列方法等の見直しを行う。
第18条	見直し手続	A	条例施行から1年経過時に仮検証を、2年経過時に本検証を行った。	
第19条	委任	A	報告会に関する実施要綱、広報広聴委員会設置規程、政策研究会、文書質問に関する取り決め等を策定した。	